## 経 済産 業 委員 会

原 子 力 損 害 賠 償 支 援 機 構 法  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 法 律 案 閣 法 第三七号)(衆 議 院 送 付 要 旨

本 法 律 案 は 原 子 力 事 業 者 に ょ る 廃 炉 等  $\mathcal{O}$ 適 正 カ 0 着 実 な 実 施  $\mathcal{O}$ 確 保 を 図 る た  $\otimes$ 原 子 力 損 害 賠 償 支 援 機

構 を 原 子 力 損 害 賠 償 廃 炉 等 支 援 機 構 12 改 組 L そ 0 業 務 に 廃 炉 等 を 実 施 す る た 8 に 必 要 な 技 術 に 関 す る 研

## 究 開 発 $\mathcal{O}$ 追 加

及

び

等

業

務

を

す

る

等

 $\mathcal{O}$ 

措

置

を

講

じ

ょ

うとす

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

で

あ

ý,

そ

0)

主

な

内

容

は

以

下

0)

لح

お

ŋ

で

あ

る。

1 題 法 名 律  $\mathcal{O}$ 題 名 を 原 子 力 損 害 賠 償 廃 炉 等 支 援 機 構 法」 とし、 原 子 力 損 害 賠 償 支 援 機 構  $\mathcal{O}$ 名 称 を 原 子

2

法

律

 $\mathcal{O}$ 

目

的

に

廃

炉

等

核

原

料

物

質

核

燃

料

物

質

及

び

原

子

炉

 $\mathcal{O}$ 

規

制

に

関

す

る

法

律

昭

和

三

十 二

年

法

律

力

損

害

賠

償

•

廃

炉

等

支

援

機

構

以

下

機

構

と

1

· う。 )

لح

す

る。

第 百 六 + 六 号) に 基 づ き 指 定 さ れ た 特 定 原 子 力 施 設 に 係 る 実 用 発 電 用 原 子 炉  $\mathcal{O}$ 廃 止 放 射 性 物 質 に ょ 0

て 汚 染 さ れ た 水 に 係 る 措 置 を 含 む。 又 は 当 該 指 定 に 係 る 実 用 再 処 理 施 設 に 係 る 再 処 理  $\mathcal{O}$ 事 業  $\mathcal{O}$ 廃 止 を

1 う。 以 下 同 υ° 0) 適 正 カコ つ 着 実 な 実 施  $\mathcal{O}$ 確 保 を 図 ることを追 加 する。

## 業務 $\mathcal{O}$ 範 井 等

機 構  $\mathcal{O}$ 業 務 12 廃 炉 等 を 実 施 す る た 8 12 必 要 な 技 術 に 関 す る 研 究 及 び 開 発 廃 炉 等  $\mathcal{O}$ 適 正 カコ 0 着 実 な

1

実 施  $\mathcal{O}$ 確 保 を 义 る た 8  $\mathcal{O}$ 助 言 指 導 及 び 勧 告、 廃 炉 等 に 関 す る 情 報  $\mathcal{O}$ 提 供 並 び に れ 5  $\mathcal{O}$ 業 務 に 附 帯 す

る業務を追加する。

2 機 構 は 毎 事 業 年 度 廃 炉 等 に 係 る 業 務  $\mathcal{O}$ 実 施  $\mathcal{O}$ 状 況 に 0 1 て 主 務 大 臣 に 報 告 し、 主 務 大 臣 は 速 B

か に  $\sum_{}$ れ を 公 表 L な け ħ ば な 5 な 11

3 機 構  $\mathcal{O}$ 役 員 に 副 理 事 長 人、 理 事 人 を 追 加

す

う。 る。

三、 廃 炉 等 技 術 研 究 開 発 業 務 実 施 方 針

1 機 構 は 廃 炉 等 に 必 要 な 技 術 に 関 す る 研 究 及 び 開 発 に 関 す る 業 務 を 実 施 す る た め  $\mathcal{O}$ 方 針 以 下 廃 炉

等 技 術 研 究 開 発 業 務 実 施 方 針 لح 1 う 。 ) を 定 め、 主 務 大 臣  $\mathcal{O}$ 認 可 を 受 け な け れ ば な 5 な 1

2 機 構 に 廃 炉 等 技 術 委 員 会 を 置 き、 廃 炉 等 技 術 研 究 開 発 業 務 実 施 方 針  $\mathcal{O}$ 作 成 又 は 変 更 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 必 要 な 事

項について、議決を行う。

四、資金援助

廃 炉 等 を 実 施 す る 原 子 力事 業 者 0) 特 別 事 業 計 画 に は、 廃 炉 等  $\mathcal{O}$ 実 施 状 況、 廃 炉 等  $\mathcal{O}$ 実 施 に 必 要 な経 費

 $\mathcal{O}$ 

見 通 L 及 び 廃 炉 等 を 適 正 か 0 着 実 に 実 施 す る た 8 0 体 制  $\mathcal{O}$ 整 備 に 関 す る 事 項 を 記 載 L な け れ ば な 5 ない。

五、機構による廃炉等の実施

機 構 は 廃 炉 等 技 術 委 員 숲  $\mathcal{O}$ 議 決 を経 て、 廃 炉 等 を 実 施 す る 原 子 力 事 業 者  $\mathcal{O}$ 委 託 を受け て、 当 該 原 子 力

事 業 者 に 係 る 廃 炉 等  $\mathcal{O}$ 部 を 実 施 す ることが できる。

六、国の責務等

1 玉 は 放 射 性 物 質 に ょ 0 て 汚 染 さ れ た 水 に ょ る 環 境 ^  $\mathcal{O}$ 悪 影 響  $\mathcal{O}$ 防 止 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 環 境 0) 保 全 に 0 V) て 特

に配慮しなければならない。

2 玉 は 平 成 +  $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ 年三月 + 日 に 発 生 L た 東 北 地 方 太 平 洋 沖 地 震 に 伴 う 東 京 電 力 株 式 会 社 福 島 第 原

子 力 発 電 所  $\mathcal{O}$ 事 故 に 起 因 す る 放 射 性 物 質 に ょ 0 7 汚 染 ż れ た 水  $\mathcal{O}$ 流 出 を 制 御 L て 1 くことが 喫 緊  $\mathcal{O}$ 課 題

で あ ることに 鑑 み、 国 内 外  $\mathcal{O}$ 不 安 が 早 期 に 解 消 さ れ るよう、 万 全 0) 措 置 を 講 ず る ŧ 0 とする。

七、施行期日

この 法 律 は、 公布  $\mathcal{O}$ 日 カゝ 5 起 算 して三月を超え な ١, 範 囲 内 に お V) 7 政 令で定め る 日 か ら施 行 する。